7　Summary

⑴　Subject matter of the contract : Design of the Nakatsugawa bridge on the Shin-Tomei Expressway

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 19 January 2012

⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 13 March 2012

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kazutoshi Taki, Director General of Tokyo Bureau, Central Nippon Expressway Company Limited

⑸　Language used for application and inquiry shall be Japanese

⑹　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　格

競争参加者の資格に関する公示

国道252号　二本木橋災害復旧工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年12月26日

北陸地方整備局長　前川　秀和

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事名　国道252号　二本木橋災害復旧工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　福島県大沼郡金山町大字大塩地先

3　工事内容

詳細設計

延長Ｌ＝約185m

橋梁上部工（鋼橋）：一式

橋梁下部工：一式

舗装工：一式

施工概要

施工範囲Ｌ＝約185m

工場製作工：一式（桁694ｔ）

鋼橋架設工：一式

支承工：一式

床版工：一式

橋梁付属施設工：一式

橋台工：２基

橋脚工：２基

舗装工：一式

工期　平成25年３月20日まで

4　申請の時期

平成23年12月26日から平成24年１月16日まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）。

なお、平成24年１月17日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成23年12月26日から　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号　新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課調査係　電話025―280―8880㈹　内線2521において異工種建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に揚げる書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

①　異工種建設工事共同企業体協定書（乙）（６⑷の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年12月26日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、これを使用して作成することができる。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

１）鋼橋製作・架設工及び支承工の工事を担当する構成員は、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

２）上記１）を除く橋梁下部工等の工事を担当する構成員は、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する異工種建設工事共同企業体の構成員は、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が、1200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成24年１月16日において次の要件を満たすものとする。

①　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）。

なお、当該実績が平成９年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

１）鋼橋製作・架設工及び支承工の工事を担当する構成員は、下記ａ～ｅの全ての要件を満たす製作・架設の施工実績を有すること。

ａ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。